

八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の 人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

〔平成27年11月25日〕
要綱第25号

改正	平成29年	1月16日	要綱第1号	平成29年	4月	1日	要綱第21号	
	平成30年	8月23日	要綱第37号	平成30年	10月	9日	要綱第49号	
	令和元年	9月	2日	要綱第13号	令和3年	4月	1日	要綱第35号
	令和4年	9月21日	要綱第79号	令和5年	7月25日	要綱第75号		
	令和6年	5月10日	要綱第47号	令和6年	5月28日	要綱第51号		

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第5条－第14条）

第3節 訪問介護相当サービスに要する費用の額（第15条）

第2章の2 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第15条の2）

第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第15条の3・第15条の4）

第3節 訪問型サービスAに要する費用の額（第15条の5）

第2章の3 基準該当相当訪問介護相当サービスに係る基準（第15条の6－ 第15条の10）

第3章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第16条）

第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第17条－第20条）

第3節 通所介護相当サービスに要する費用の額（第21条）

第3章の2 通所型サービスA

第1節 基本方針（第21条の2）

第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第21条の3－第21条の5）

第3節 通所型サービスAに要する費用の額（第21条の6）

第3章の3 基準該当相当通所介護相当サービスに係る基準（第21条の7－ 第21条の10）

第4章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、[介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）](#)第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）のうち訪問介護相当のサービス（緩和した基準によるサービス及び基準該当相当のサービスを含む。）の事業及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）のうち通所介護相当のサービス（緩和した基準によるサービス及び基準該当相当のサービスを含む。）の事業の人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、この要綱により定めるサービスをいう。
- (2) 訪問介護相当サービス事業者 [法](#)第115条の5第1項の規定により介護予防相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者をいう。
- (3) 訪問型サービスA 訪問型サービスのうち、緩和した基準によるものをいう。
- (4) 訪問型サービスA事業者 訪問型サービスAの事業を行う者をいう。
- (5) 通所介護相当サービス 通所型サービスのうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定めるサービスをいう。
- (6) 通所介護相当サービス事業者 [法](#)第115条の5第1項の規定により介護予防通所介護相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者をいう。
- (7) 通所型サービスA 通所型サービスのうち、緩和した基準によるものをいう。

- (8) 通所型サービスA事業者 通所型サービスAの事業を行う者をいう。
- (9) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所においての常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (10) 指定居宅サービス等基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。
- (11) 旧指定介護予防サービス等基準 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。
- (12) サービス担当者会議 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。
- (13) 基準該当相当訪問介護相当サービス 訪問型サービスのうち、法人格・人員・設備・運営基準の一部を満たしていない事業者が、本要綱で定める一定の基準を満たしている場合、訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者と同水準のサービス提供を行うことができるサービスをいう。
- (14) 基準該当相当訪問介護相当サービス事業実施者 市に基準該当相当訪問介護相当サービス事業者の登録を行い、基準該当相当訪問介護相当サービスの事業を実施する者をいう。
- (15) 基準該当相当通所介護相当サービス 通所型サービスのうち、法人格・人員・設備・運営基準の一部を満たしていない事業者が、本要綱で定める一定の基準を満たしている場合、通所介護相当サービスの指定を受けた事業者と同水準のサービス提供を行うことができるサービスをいう。
- (16) 基準該当相当通所介護相当サービス事業実施者 市に基準該当相当通所介護相当サービス事業者の登録を行い、基準該当相当通所介護相当サービスの事業を実施する者をいう。

（事業の一般原則）

第3条 訪問介護相当サービス事業者、訪問型サービスA事業者、基準該当相当訪問介護相当サービス事業実施者、通所介護相当サービス事業者、通所型サービスA事業者及び基準該当相当通所介護相当サービス事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 前項の規定に掲げる事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の第1号事業実施者、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 第1項の規定に掲げる事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 第1項の規定に掲げる事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 訪問介護相当サービス事業者、通所介護相当サービス事業者及び訪問型サービスA事業者並びに通所型サービスA事業者は、法人でなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

第4条 訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員、設備及び運営に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第5条 訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「介護福祉士等」という。）をいう。）の員数は、常勤換算方法

で2.5以上とする。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（[指定居宅サービス等基準](#)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護（[指定居宅サービス等基準](#)第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士等であつて、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（[八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例](#)（平成24年条例第40号）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（[同条例](#)第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と当該指定訪問介護事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)

第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 [第5条](#)第2項のサービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。

- 2 訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成後、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護相当サ

ービス計画の変更を行うものとする。

- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、[第10条の20](#)に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項の定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第23条において同じ。）に係

る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条の2 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業をいう。第10条の8において同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当

な他の訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条の3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の判定結果及び有効期間を確かめるものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第10条の4 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない又は事業対象者としての判定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者としての判定(以下「申請等」)が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条の5 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第10条の6 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービス

を提供する者（以下「地域包括支援センター等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第10条の7 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けることにつきあらかじめ市に届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第10条の8 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画（第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。）を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第10条の9 訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携帯）

第10条の10 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第10条の11 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供

した際には、当該訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該訪問介護相当サービスについて、法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第10条の12 訪問介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差異が生じないようにしなければならない。

- 3 訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第10条の13 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第10条の14 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方式によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第10条の15 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。

(3) 訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得な

なければならない。

- (5) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第10条の15の2 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果をも最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントという。以下同じ。）において把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第10条の16 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第10条の17 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第10条の18 訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているとときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第10条の19 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該訪問介護相当サ

サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。）は、[第8条](#)に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬

状況、^{くう}口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を図ること。

(5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下[この条](#)において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第10条の20 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下[この章](#)において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第10条の21 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第10条の22 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対して適切な訪問介護相当サービスを提供できるよう、訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 訪問介護相当サービス事業者は、適切な訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条の23 訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必

要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第11条の2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第12条 訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第12条の2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第12条の3 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（法施行規則第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第12条の4 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第12条の5 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しく

は提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第12条の6 訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第13条の2 訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

- (2) 当該訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のため指針を整備すること。
- (3) 当該訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第13条の3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第13条の4 訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス計画
- (2) 第10条の11第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第10条の15第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第10条の17に規定する市への通知に係る記録
- (5) 第12条の5第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第13条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第14条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問介護相当サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の以後においても引き続き当該訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問介護相当サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問介護相当サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第3節 訪問介護相当サービスに要する費用の額

第15条 訪問介護相当サービスに要する費用の額は、別表第1に定めるとおりとする。

第2章の2 訪問型サービスA

第1節 基本方針

第15条の2 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業員の員数)

第15条の3 訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条の2に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下この条において同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業所ごとに、従業者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ、必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定

を受ける場合は、推定数による。

- 4 第2項に規定する訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、**指定居宅サービス等基準**第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第15条の4 **前章第2節** (第5条及び第10条を除く。)の規定は、訪問型サービスAの事業に準用する。この場合において、**第6条**中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、**第8条第1項**中「**第5条**第2項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「**第15条の3**第2項に規定する訪問事業責任者」と、**同条**中「訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスA計画」と、**第9条第1項**中「訪問介護員等」とあるのは「従業者等」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3節 訪問型サービスAに要する費用の額

(訪問型サービスAに要する費用の額)

第15条の5 訪問型サービスAを指定事業者が実施する場合に要する費用の額は、**別表第2**に定めるとおりとする。

- 2 訪問型サービスAを委託で実施する場合の費用の額は、1回(おおむね60分程度)当たり111単位とし、週1回、週2回又は週2回を超える程度の利用とする。

第2章の3 基準該当相当訪問介護相当サービスに係る基準

(訪問介護員等の員数)

第15条の6 基準該当相当第1号事業に該当する第1号訪問事業として行うサービス(以下「**基準該当相当訪問介護相当サービス**」という。)の事業を実施する者(以下「**基準該当相当訪問介護相当サービス事業実施者**」という。)が、

当該事業を行う事業所（以下「基準該当相当訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当相当訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 基準該当相当訪問介護相当サービス事業実施者は、基準該当相当訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当相当訪問介護相当サービスの事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第15条の7 基準該当相当訪問介護相当サービス事業実施者は、基準該当相当訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当訪問介護相当サービス事業所の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品）

第15条の8 基準該当相当訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当相当訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当相当訪問介護相当サービスの事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第42条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第15条の9 基準該当相当訪問介護相当サービス事業実施者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する第1号訪問事業として行うサービス

の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する第1号訪問事業として行うサービスが次のいずれにも該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該第1号訪問事業として行うサービスの利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、訪問介護相当サービスのみによっては必要な第1号訪問事業として行うサービスの見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、介護予防支援事業者等の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、第15条の6第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該第1号訪問事業として行うサービスを提供する訪問介護員等の当該第1号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が第1号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間の概ね2分の1を越えない場合

2 基準該当相当訪問介護相当サービス事業実施者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当相当訪問介護相当サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第10条の15第2号の訪問介護相当サービス計画の実施状況等からみて、当該基準該当相当訪問介護相当サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第15条の10 第4条、第9条から第13条の4までの規定（第10条の12第1項、第10条の16及び第10条の21を除く）は、基準該当相当訪問介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第10条の11第1項中「内容、当該訪問介護相当サービスについて、法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第10条の12第2項中「第1号事業支給費の支給を

受けることのできない訪問介護相当サービス」とあるのは「基準該当相当訪問介護相当サービス」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第10条の19第3項中「第5条第2項」とあるのは「第15条の6第2項」と読み替えるものとする。

2 第15条の規定は、基準該当相当訪問介護相当サービスの事業について準用することができる。

第3章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針

第16条 通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員、設備及び運営に関する基準

(通所介護員等の員数)

第17条 通所介護相当サービス事業者が当該事業を実施する事業所（以下「通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（[指定居宅サービス等基準](#)第93条第1項に規定する指定通所介護事

業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所介護相当サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該通所介護相当サービスの利用定員(当該通所介護相当サービス事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。この節において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号に規定する介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能

の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第17条の2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第18条 通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該通所介護相当サービス事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第18条の2 通所介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額 との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通所介護相当サービスの基本取扱方針）

第18条の3 通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めなければならない。

5 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（通所介護相当サービスの具体的取扱方針）

第18条の4 通所介護相当サービスの方針は、第16条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師から

の情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成し

た介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (12) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第18条の4の2 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第18条の4の3 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければな

らない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所介護相当サービス計画の作成)

第18条の5 通所介護相当サービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護相当サービス計画を作成しなければならない。

- 2 通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所介護相当サービス従業者は、それぞれの利用者について、通所介護相当サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第18条の6 通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

る。

(運営規程)

第18条の7 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第18条の8 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な通所介護相当サービスを提供できるよう、通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、当該通所介護相当サービス事業所の従業者によって通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第18条の9 通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第18条の10 通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第19条 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実

施すること。

(地域との連携等)

第19条の2 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条の3 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、第18条第4項の通所介護相当サービス以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第19条の4 通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しな

なければならない。

- (1) 通所介護相当サービス計画
- (2) 次条において準用する第10条の11第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第18条の4第9号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第10条の17に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第12条の5第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第20条 第2章第2節（第5条から第8条まで、第10条の10、第10条の12、第10条の14から第10条の16まで、第10条の19から第10条の22まで、第11条、第12条の3、第12条の6、第13条及び第13条の4を除く。）の規定は、通所介護相当サービスについて準用する。この場合において、第9条第1項中「第10条の20」とあるのは「第18条の7」と、同項、第10条の18、第10条の23第2項、第11条の2第1項並びに第13条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス事業所の従業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

第3節 通所介護相当サービスに要する費用の額

第21条 通所介護相当サービスに要する費用の額は、別表第3に定めるとおりとする。

第3章の2 通所型サービスA

第1節 基本方針

第21条の2 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、ミニデイサービス、運動・レクリエーション又は行事等を通じて必要な日常生活上の支援及び生活機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員、設備及び運営に関する基準

(従事者の員数)

第21条の3 通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者(専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者(指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従事者を、常時1名以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行なわれるものをいう。

5 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準](#)第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第21条の4 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAを提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに当該通所型サービスA事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、

通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。](#)

(準用)

第21条の5 [第2章第2節\(第5条、第7条、第10条及び第11条を除く。\)](#)及び[第19条](#)の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、[第8条第1項中「第5条第2項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「第21条の5において準用する第6条に規定する管理者」と、「訪問介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスA計画」と、「作成するものとする」とあるのは「必要に応じて作成するものとする」と、\[第9条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービスA従事者」と、それぞれ読み替えるものとする。\]\(#\)](#)

第3節 通所型サービスAに要する費用の額

第21条の6 通所型サービスAを指定事業者が実施する場合に要する費用の額は、[別表第4](#)に定めるとおりとする。

2 通所型サービスAを委託で実施する場合の費用の額は、[別表第5](#)に定めるとおりとする。

第3章の3 基準該当相当通所介護相当サービスに係る基準

(従業者の員数)

第21条の7 基準該当相当第1号事業に該当する第1号通所事業として行うサービス(以下「基準該当相当通所介護相当サービス」という。)の事業を実施する者(以下「基準該当相当通所介護相当サービス事業実施者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当相当通所介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「通所型サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 基準該当相当通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該基準該当相当通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当相当通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と

認められる数

(2) 看護職員 基準該当相当通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該基準該当相当通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 基準該当相当通所介護相当サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当相当通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当相当通所介護相当サービス事業者が当該基準該当相当通所介護相当サービスの事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当相当通所介護相当サービス又は基準該当通所介護の利用者。以下この章において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 基準該当相当通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該基準該当相当通所介護相当サービス事業所において同時に基準該当相当通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当相当通所介護相当サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当相当通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当相当通所介護相当サービス事業実施者は、基準該当相当通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号に規定する介護職員（第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当相当通所介護相当サービスに従事させなければ

ならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当相当通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当相当通所介護相当サービスの単位は、基準該当相当通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当相当通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準該当相当通所介護相当サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第21条の8 基準該当相当通所介護相当サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第21条の9 基準該当相当通所介護相当サービス事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに基準該当相当通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得

た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当相当通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当相当通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当相当通所介護相当サービスの事業と基準該当指定通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準をもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第21条の10 第9条から第10条の9まで(第10条の7を除く)、第10条の11、第10条の17、第10条の18、第10条の23、第11条の2から第12条の5まで(第12条の3を除く)、第13条の2、第13条の3、第16条、第18条の2(第1項を除く)から第19条の4までの規定は、基準該当相当通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第10条の20に規定する運営規程」とあるのは「第21条において準用する第18条の7に規定する規程(以下「運営規程」という。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「第1号通所事業として行うサービスの従業者」と、第10条の11第1項中「内容、当該訪問介護相当サービスについて、法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第10条の18、第10条の23第2項、第11条の2第1項並びに第13条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「第1号通所事業として行うサービスの従業者」と、第18条の2第2項中「第1号事業支給費の支給を受けることのできない通所介護相当サービス」とあるのは「基準該当相当通所介護相当サービス」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

2 第21条の規定は、基準該当相当通所介護相当サービスの事業について準用することができる。

第4章 雑則

(雑則)

第22条 第1号事業実施者並びに指定相当第1号事業及び基準該当相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条で同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条の2（第15条の10、第20条及び第21条の10において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 第1号事業実施者並びに指定相当第1号事業及び基準該当相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を言う。）によることができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの人員、設備及び運営等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成29年1月16日要綱第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公

布の日から施行する。

(施行日前の準備行為)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の規定は、この要綱の施行の日以後における訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス及び通所型サービスAの人員、設備及び運営等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成29年4月1日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年8月23日要綱第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年10月9日要綱第49号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則 (令和元年9月2日要綱第13号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第35号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(虐待の防止等に係る経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、この要綱による改正後の八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(以下「新要綱」という。)第10条の20(新要綱第15条の4、第20条及び第21条の5において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「、次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新要綱第13条の2(新要綱第15条の4、第20条及び第21条の5において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、[新要綱第10条の23](#)（[新要綱第15条の4](#)、[第20条](#)及び[第21条の5](#)において準用する場合を含む。）の規定の適用については、[新要綱第10条の23](#)中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するように努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うように努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、[新要綱第11条第3項](#)（[新要綱第15条の4](#)において準用する場合を含む。）及び[第19条第2項](#)（[新要綱第21条の5](#)において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

（認知症介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

5 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、[新要綱第18条の8第3項](#)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

（新型コロナウイルス感染症対策のための訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスに要する費用の額に係る経過措置）

6 この要綱の施行の日から令和3年9月30日までの間、[新要綱別表第1](#)及び[別表第3](#)の適用については、これらの表中それぞれの所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

附 則（[令和4年9月21日要綱第79号](#)）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（[令和5年7月25日要綱第75号](#)）

（施行期日）

1 この要綱は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和5年9月1日

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る通所型サービスに係る費用に関し適用し、同日前の通所型サービスに係る費用については、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月10日要綱第47号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、この要綱による改正後の八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第11条の2第3項（新要綱第15条の10、第20条及び第21条の10において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

附 則（令和6年5月28日要綱第51号）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

訪問介護相当サービスに要する費用の額

1 基本項目

ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 1週に1回程度の場合 | 1, 176単位 |
| (2) 1週に2回程度の場合 | 2, 349単位 |
| (3) 1週に2回を超える程度の場合 | 3, 727単位 |

イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 標準的な内容の訪問介護相当サービスである場合 | 287単位 |
| (2) 生活援助が中心である場合 | |
| ① 所要時間20分以上45分未満の場合 | 179単位 |
| ② 所要時間45分以上の場合 | 220単位 |
| (3) 短時間の身体介護が中心である場合 | 163単位 |

注1 利用者に対して訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 イについては、1月につき、ア(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 イ(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である訪問介護相当サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護相当サービス計画に位置付けられた内容の訪問介護相当サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 イ(3)については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である訪問介護相当サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注5 ア並びにイ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しなし。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。（中山間地域等における小規模事業所加算）

注11 訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。（中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）

注12 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注13 アについて、利用者が一の訪問介護相当サービス事業者において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該訪問介護相当サービス事業所以外の訪問介護相当サービス事業所が訪問型介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

2 加算項目

名称	単位数	適用区分
初回加算	200単位（1月につき）	利用者に対して初めてサービスを実施した場合
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位（1月につき）	利用者の生活機能向上のためのサービスを実施した場合
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位（1月につき）	
口腔連携強化加算	50単位（1回につき、1月1回まで）	利用者の口腔の健康状態の評価を行い、その結果を歯科医療機関や介護予防支援事業所等の担当介護支援専門員等に情

		報提供を行った場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1000分の245を乗じて得た単位	介護職員等の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1000分の224を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に1000分の182を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に1000分の145を乗じて得た単位	介護職員等の賃金等その処遇の改善策を実施している場合（令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、適用する。）
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数に1000分の221を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数に1000分の208を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数に1000分の200を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数に1000分の187を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数に1000分の184を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数に1000分の163を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数に1000分の163を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数に1000分の158を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数に1000分の142を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数に1000分の139を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数に1000分の121を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数に1000分の118を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数に1000分の100を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数に1000分の76を乗じて得た単位	

注14 初回加算について、訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った場合又は当該訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注15 生活機能向上連携加算（Ⅰ）について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注16において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注16 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同

で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降の3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

注17 口腔連携強化加算について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対して厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は、第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

注18 介護職員等処遇改善加算について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護相当型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、アから口腔連携強化加算までにより算定した単位数の合計にそれぞれの区分で示されている数字を乗じて得た単位数を、所定単位数に加算する。ただし、（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかの加算を算定している場合においては、（Ⅰ）から（Ⅳ）までのその他の加算は算定しない。

注19 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護相当型サービス事業所（注18の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、アから口腔連携強化加算までにより算定した単位数の合計にそれぞれの区分で示されている数字を乗じて得た単位数を、所定単位数に加算する。ただし、（Ⅴ）(1)から（Ⅴ）(14)までのいずれかの加算を算定している場合においては、（Ⅴ）(1)から（Ⅴ）(14)までのその他の加算は算定しない。

備考

- (1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。
- (2) 訪問介護相当サービスに要する費用の額は、基本項目と加算項目の合計単位数に10円を乗じて得た額とする。
- (3) 当該費用の算定に当たっては、上記に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。

別表第2（第15条の5関係）

訪問型サービスA（指定事業者による実施）に要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
訪問型サービスA1	179単位	1回につき（1回当たり20分以上45分未満の生活援助サービスを行った場合） 週1回程度のサービスの提供 週2回程度のサービスの提供 週3回程度のサービスの提供	事業対象者 要支援1・2 継続利用要介護者
訪問型サービスA2	220単位	1回につき（1回当たり45分以上の生活援助サービスを行った場合） 週1回程度のサービスの提供 週2回程度のサービスの提供 週3回程度のサービスの提供	事業対象者 要支援1・2 継続利用要介護者

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 訪問型サービスA事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者等に訪問型サービスAを実施する場合は、次のとおり所定単位数から減算する。

- (1) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（(3)及び(4)に該当する場合を除く。）
所定単位数の10%減算
- (2) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月当たり50人以上の場合
所定単位数の15%減算
- (3) (1)以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり20人以上の場合）
所定単位数の10%減算
- (4) 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問型サービスAの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（(2)に該当する場合を除く）に提供されたもの占める割合が100分の90以上である場合
所定単位数の12%減算

備考

- (1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。

別表第3（第21条関係）

通所介護相当サービスに要する費用の額

1 基本項目

ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 事業対象者・要支援1 | 1, 798単位 |
| (2) 事業対象者・要支援2 | 3, 621単位 |

イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 事業対象者・要支援1 | 436単位 |
| (2) 事業対象者・要支援2 | 447単位 |

注1 看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対して、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはア(1)又はイ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはア(2)又はイ(2)に掲げる単位数を、それぞれ算定する。

注3 イ(1)については、1月につき4回、イ(2)については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 通所介護相当サービス事業所の従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注8 アについて、利用者が一の通所介護相当サービス事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該通所介護相当サービス事業所以外の通所介護相当サービス事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注9 通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病に

より一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) ア(1)を算定している場合（1月につき） 376単位

(2) ア(2)を算定している場合（1月につき） 752単位

(3) イを算定している場合（1回につき） 94単位

注10 利用者に対してその居宅と通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ア(1)を算定している場合は、1月につき376単位を、ア(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

注11 注1ただし書により、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注12 注1ただし書により、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

2 加算項目

名称	単位数	適用区分
生活機能向上グループ活動加算	100単位（1月につき）	利用者の生活機能向上のためのサービスを実施した場合
若年性認知症利用者受入加算	240単位（1月につき）	若年性認知症利用者に対しサービスを提供した場合
栄養アセスメント加算	50単位（1月につき）	利用者に対して栄養アセスメントを実施した場合
栄養改善加算	200単位（1月につき）	利用者の低栄養状態の改善等を目的としたサービスを実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位（1月につき）	利用者の口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位（1月につき）	
一体的サービス提供加算	480単位（1月につき）	利用者の栄養改善及び口腔機能向上のためのサービスを実施した場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （事業対象者・要支援1）	88単位（1月につき）	当該事業所におけるサービス提供体制が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （事業対象者・要支援2）	176単位（1月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （事業対象者・要支援1）	72単位（1月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （事業対象者・要支援2）	144単位（1月につき）	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	24単位（1月につき）	

(事業対象者・要支援 1)		
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (事業対象者・要支援 2)	48 単位 (1 月につき)	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 単位 (1 月につき) ※ 3 月に 1 回を限度	外部のリハビリ専門職や医師が事業所等を訪問し、共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成する場合
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 単位 (1 月につき)	
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	20 単位 (1 回につき) ※ 6 月に 1 回を限度とする	管理栄養士以外の介護職員等が確認した利用者の栄養状態に関する情報を、介護予防ケアマネジメント実施者等に文書で共有した場合
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	5 単位 (1 回につき) ※ 6 月に 1 回を限度とする	
科学的介護推進体制加算	40 単位 (1 月につき)	利用者の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、かつその情報をサービス提供に有効に活用している場合
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に 1000 分の 92 を乗じて得た単位	介護職員の賃金等その処遇の改善策を実施している場合
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数に 1000 分の 90 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数に 1000 分の 80 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数に 1000 分の 64 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1)	所定単位数に 1000 分の 81 を乗じて得た単位	介護職員等の賃金等、その処遇の改善策を実施している場合 (令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、適用する。)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2)	所定単位数に 1000 分の 76 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3)	所定単位数に 1000 分の 79 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4)	所定単位数に 1000 分の 74 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (5)	所定単位数に 1000 分の 65 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (6)	所定単位数に 1000 分の 63 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (7)	所定単位数に 1000 分の 56 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (8)	所定単位数に 1000 分の 69 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (9)	所定単位数に 1000 分の 54 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (10)	所定単位数に 1000 分の 45 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (11)	所定単位数に 1000 分の 53 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (12)	所定単位数に 1000 分の 43 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (13)	所定単位数に 1000 分の 44 を乗じて得た単位	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (14)	所定単位数に 1000 分の 33 を乗じて得た単位	

注 13 生活機能向上グループ活動加算について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動 (以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1 月につき

所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注14 若年性認知症利用者受入加算について、受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注15 栄養アセスメント加算について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（栄養改善加算の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所介護相当サービス事業所であること。

注16 栄養改善加算について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所介護相当サービス事業所であること。

- 注17 口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び一体的サービス提供加算において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。
- 注18 一体的サービス提供加算について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。
- 注19 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき表に掲げる所定単位数を加算する。ただし、（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。
- 注20 生活機能向上連携加算について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（Ⅰ）については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、（Ⅱ）については、1月につき、表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。
- 注21 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（Ⅱ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、表に掲げる区分に応じ、1回につき表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。
- 注22 科学的介護推進体制加算について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- イ 必要に応じて通所介護相当サービス計画を見直すなど、通所介護相当サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- 注23 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、アから科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の合計にそれぞれの区分で示されている数字を乗じて得た単位数を、所定単位数に加算する。ただし、（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかの加算を算定している場合においては、（Ⅰ）から（Ⅳ）までの他の加算は算定しない。
- 注24 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った通所介護相当サービス事業所（注23の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、アから科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の合計にそれぞれの区分で示されている数字を乗じて得た単位数を、所定単位数に加算する。ただし、（Ⅴ）(1)から（Ⅴ）(14)までのいずれかの加算を算定している場合においては、（Ⅴ）(1)から（Ⅴ）(14)までのその他の加算は算定しない。

備考

- (1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。
- (2) 通所介護相当サービスに要する費用の額は、基本項目と加算項目の合計単位数に10円を乗じて得た額とする。
- (3) 当該費用の算定に当たっては、上記に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実務上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）に準ずるものとする。

別表第4（第21条の6関係）

通所型サービスA（指定事業者による実施）に要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
通所型サービスA1（4時間未満） 月4回まで	415単位	1回につき（1回当たり4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1 継続利用要介護者
通所型サービスA1（4時間未満） 月4回を超える場合	1,708単位	1月につき（1回当たり4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1 継続利用要介護者
通所型サービスA1（4時間未満） 月8回まで	425単位	1回につき（1回当たり4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2 継続利用要介護者
通所型サービスA1（4時間未満） 月8回を超える場合	3,440単位	1月につき（1回当たり4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で8回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援2 継続利用要介護者
通所型サービスA2（4時間以上） 月4回まで	436単位	1回につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1 継続利用要介護者
通所型サービスA2（4時間以上） 月4回を超える場合	1,798単位	1月につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1 継続利用要介護者
通所型サービスA2（4時間以上） 月8回まで	447単位	1回につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援2 継続利用要介護者
通所型サービスA2（4時間以上） 月8回を超える場合	3,621単位	1月につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で8回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援2 継続利用要介護者

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 通所型サービスAについて、通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、1月につき以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる

利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(4時間未満、4時間以上共通)

1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	1回につき	94単位
1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	1月につき	376単位
1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	1回につき	94単位
1月の中で8回を超えるサービスを行った場合	1月につき	752単位

注4 通所型サービスAについて、送迎を実施しない場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(4時間未満、4時間以上共通)

1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	片道につき	47単位
1月の中で4回を超えるサービスを行った場合		
(1) 1月を通して送迎を実施しなかった場合	1月につき	376単位
(2) 1月のうち、送迎の実施が半分程度の場合	1月につき	188単位
1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	片道につき	47単位
1月の中で8回を超えるサービスを行った場合		
(1) 1月を通して送迎を実施しなかった場合	1月につき	752単位
(2) 1月のうち、送迎の実施が半分程度の場合	1月につき	376単位

備考

(1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。

別表第5（第21条の6関係）

通所型サービスA（委託による実施）に要する費用の額

1 基本項目

名称	単位数	適用区分	利用対象者
通所型サービスA・委託（4時間未満） 月4回まで	415単位	1回につき（1回当たり4時間未満のサービスを行った場合） 週1回程度の利用（月4回まで）	事業対象者 要支援1・2 継続利用要介護者
通所型サービスA・委託（4時間未満） 月4回を超える場合	1,708単位	1月につき（1回当たり4時間未満のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2 継続利用要介護者
通所型サービスA・委託（4時間以上） 月4回まで	436単位	1回につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 週1回程度の利用（月4回まで）	事業対象者 要支援1・2 継続利用要介護者
通所型サービスA・委託（4時間以上） 月4回を超える場合	1,798単位	1月につき（1回当たり4時間以上のサービスを行った場合） 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1・2 継続利用要介護者

注1 送迎を実施しない場合は、片道につき47単位を減算する。

備考

(1) 一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に準じ、10円とする。